

(仮称) 加美町まちづくり基本条例 (素案) に関する意見と町の考え方

1 実施状況

- (1) 意見募集期間 平成27年12月15日から平成28年1月20日まで
- (2) 意見提出人数 5名
- (3) 意見提出件数 15件

2 意見と町の考え方

No.	条項	意見の概要	意見に対する町の考え
1	第2条第1号	<p>「町民」の定義に「町内で事業を営み、及び活動する法人その他の団体」が入っていること。</p> <p>この定義では、交通やインターネットが発達している現代において、加美町との縁がない者や町の公益に関心のない者、外国人ですら「町民」と名乗れてしまいます。</p> <p>これについては下記の理由により反対です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既に有権者が議員や首長を選挙によって選出し、予算の執行や条例の制定等、強い権限によって重要なことを決定している。 2. 有権者でなくても、日本国民である限りは、日本国憲法第16条によって請願権を有する。 3. 有権者、日本国民でなくても、面会や文書、インターネット等の通信を通じて、住民、民間団体、行政、議会、議員、首長等と連絡を取ったり、意見を申し述べたりする機会を有する。 <p>町の有権者は町の公益を追求する権利を行使するために、参政権と被参政権という、町にとって重要なことを決める権利を有するのです。そうでない人にまで強い権限を与えると、町の公益、場合によっては国益まで度外視したことを決められてしまい、町の公益や国益を害する恐れがあります。それによって不当な利益を得る者が、町外でも公益を害する活動を行うようなことがあっては、悪影響は町内だけにとどまりません。</p>	<p>本条例は、町民が住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちを実現するため、まちづくりの基本となる考え方や、町民、議会及び町の責務、まちづくりの仕組みなど、まちづくりの基本的なルールについて定める条例です。</p> <p>町では、少子高齢化や人口減少、町民ニーズの多様化などに伴い、様々な課題に的確に対応することが求められています。</p> <p>そのため、本条例では、町内に住所を有する方だけでなく、町内に通勤又は通学する者及び町内で事業を営み、及び活動する法人その他の団体とすることで、本町に関わるより多くの人々が力を合わせ、地域の課題を解決していくことが必要であると考えています。</p> <p>ただし、本町における権利の行使については、それぞれの行政サービスごとに法令や条例等で規定されておりますので、本条例で定義している「町民」全てが同様に権利行使できるわけではありません。</p> <p>参政権については、地方自治法第11条及び第18条等で規定されているとおり日本国民である住民に限られるものであり、本条例はそれ以外の者の参政権を認めるものでは</p>

		加美町の人口が昨年末時点で24,509名に対して、日本全体で約1億2688万名(概算、加美町分を引いても約1億2685万名)、世界の人口は約73億人です。加美町にとって重要なことを決める権利を有権者以外の者に与えるということは、有権者への数の暴力を許すことにもつながるのです。	ありません。
2	第2条第4号	拡大解釈をすれば、「町民」の権限がどこまでも強くなってしまうこと。	No.1で回答したとおりです。
	第3条	(1) 「参画 まちづくりにおける計画の立案段階から主体的に加わる」とありますが、町にとって有益な条例案や取り組みがあれば、有権者の中から賛同者を集めて既存の正当な手続きで進めるべきです。町の有権者でない者が立案段階から主体的に関わることが、町にとって有益とは思えません。No.1で挙げた事態につながる恐れがあります。	地方自治体の運営は、議会と町長の二元代表制による間接民主制を基本としており、町政における最終的な決定は、議会と町長が行うものと考えています。
	第4条第1号	(2) 「この条例は、加美町のまちづくりに関する基本的事項を定めるものであり、町民、議会及び町は、この条例を最大限に尊重します」とありますが、最大限に尊重とは絶対服従と同義であるとも解釈できます。町の有権者の投票によって選ばれた首長や議員が町の重大事を決める際に、投票で選ばれていない者の決めたことに従わなければいけないような事態は、代議制、議会制民主主義の破壊そのものです。No.1で挙げた事態に直結します。	本条例も他の条例も並列の立場であることは変わりませんが、まちづくりの基本的なルールを定めたものとして、他の条例等に対して解釈及び運用上、最大限に尊重されるべきものと考えています。
	第5条第2号	(3) (基本理念)「町民が主体のまちづくり」とありますが、主体の中に住民票を持たない者を含めてはいけません。住民票を持たない者の意見を聞く機会は既存の法令でいくらかでも設けることが出来るのですから、改めて強い権限を与える必要などありませんし、No.1で挙げた事態を招く恐れがある以上、すべきではありません。	No.1で回答したとおりです。
	第7条第2項	(4) (基本原則)「議会及び町は、町民の参画を基本としてまちづくりを推進します」とありますが、これは『議員や首長が「町民」の決めたことから逸脱したこととしてはいけない』と同義と解釈できます。第3条のところで述べたことと同じ理由で、反対です。	No.2の(2)で回答したとおりです。
		(5) (町民の責務)に「自らの発言と行動に責任を持つ」などの記述がありますが、範囲が不明な上に罰則も取り締まりの手順も記述がありません。個人の独断と偏見でいくらかでも拡大解釈すれば、やりたい放題です。責務を	まちづくりを他人任せとするのではなく、自分自身の問題として捉え、発言や行動に責任を持っていただくとともに、自分と違う考えを持つ人を尊重し、議論を尽くしながら

<p>第9条第2項</p> <p>第15条</p> <p>第16条第2項</p> <p>第19条</p> <p>第20条</p>	<p>果たすことを促す効果が期待できません。</p> <p>(6) 「町長は、町民の参画を推進するため、広く町民の意見を聴き、町政に反映させるとともに、説明責任を果たすよう努めます」とありますが、これも第3条のところで述べた理由で反対です。「町民」の決定が町の公益に反すること且つ町長が賛成の場合は、第9条を理由に議会に対して有利に推進してしまいます。町長が反対の場合、町長は第9条を理由に「町民」や賛成派の議員から突き上げを受けることとなり、反対しづらくなります。</p> <p>(7) (参画の機会の確保)「町は、まちづくりの立案、実施及び評価の各過程において、町民が参画することができる機会の確保に努めます」とありますが、意見の收拾や提言の機会は、この条例がなくても十分に確保できます。町の有権者とも限らない者に強い権限を与えるという、必要のないことのために、血税やマンパワー等の資源を浪費することに強く反対します。</p> <p>(8) (協働の推進)「町民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮します」とありますが、町の公益や国益を傷つけないように配慮をしなければいけません。</p> <p>(9) 「町は、市民活動(特定の分野に関して町民の関心又は問題意識に基づいて行われるまちづくり活動をいいます。)を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行います」とありますが、15条のところで述べたことと同じ理由で反対です。</p> <p>(10) (住民投票)について、わざわざ本条例案で定めていますが、住民投票は地方自治法の定めに従って行えば良いのであって、有権者でない「町民」にも関わる本条例案に記載する意味が分かりません。今後の条例改正等で有権者でない者にも住民投票に関わる権利を与えることにつながることであれば、No.1で述べた事態につながります。住民投票について本条例案に記載することに反対します。</p>	<p>らまちづくりを進めていくことが大切であるという考えから定めたもので、罰則規定は設けていません。</p> <p>No.2の(2)で回答したとおりです。</p> <p>参画と協働によるまちづくりを推進するため、町民が参画しやすい環境を充実させる必要があることから定めたものです。</p> <p>参画と協働によるまちづくりを推進するため、町民にこれまで以上にまちづくりに関心を持っていただき、自主的及び自発的にまちづくりへ参加していただきたいという考えから定めたものです。</p> <p>多様化する社会的課題に的確に対応するためには、本町に関わるより多くの人々が力を合わせ、地域の課題を解決していくことが必要であるという考えから定めたものです。</p> <p>本条例では、町政に関する特に重要な事項について、住民(町内に住所を有する者)の意思を直接確認する必要がある場合に、間接民主制を補完する制度として住民投票を明確に位置づけたものです。住民投票の対象となる事案については、町民、議会及び町が熟議を重ねながら結論を出すことが望ましいと考えています。</p> <p>このため、住民投票を実施する場合は、投票資格者や投票方法、成立要件など詳細な規定を定める住民投票条例を</p>
--	--	--

			<p>その都度制定することとして定めています。</p> <p>また、地方自治法第74条では、直接請求における有資格者として、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」と定めています。</p>
3	全般	<p>「町民」に強い権限が与えられる本条例案なのに、「国籍」の制限がないこと。</p> <p>条文、解説ともに、「国籍」という文言が登場しません。</p> <p>国籍を問わず「町民」として、町について重大なことを決める権限を与えることとなります。これでは、外国人地方参政権そのものであり、No.1で述べた事態を引き起こす恐れがあることから、強く反対します。</p>	<p>No.1で回答したとおりです。</p>
4	全般	<p>条例制定には地方自治法の定めがありますが、それに従っているか。</p>	<p>本条例は、町民が住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちを実現するため、まちづくりの基本となる考え方や、町民、議会及び町の責務、まちづくりの仕組みなどを定めており、地方自治法等の上位法に抵触するものではないと考えています。</p>
5	全般	<p>市民参加、市民協働といった美名の下に隠された、住民・納税者・有権者軽視の構図になっていないか。</p>	<p>多様化する社会的課題に的確に対応するためには、本町に関わるより多くの人々が力を合わせ、地域の課題を解決していくことが必要であり、そのためのまちづくりの基本的なルールについて定める本条例が住民・納税者・有権者を軽視するとは考えていません。</p> <p>本条例の策定にあたっては、住民の意見等を集約し、それを参考としながら住民で構成する委員会で議論を重ねたものです。</p>
6	全般	<p>この条例はなぜ必要か。この条例が無いと行政上何か問題が起きるのか。</p>	<p>町民が住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちを実現するためには、町民主体による参画と協働によるまちづくりの推進が必要であり、そのためのまちづくりの基本的なルールを本条例で定め、明らかにすることが必要であると考えています。</p> <p>本条例の制定を機に、町民にこれまで以上にまちづくり</p>

			に関心を持っていただくとともに、議会及び町においても、参画と協働の機会を充実していきたいと考えています。
7	第10条第3項	「町は、町民が職員と対話しやすい環境づくりに努めます。」とあるが、第11条第1項でも「職員は、町民との対話に努め、共に考え、同じ視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行するよう努めます」とある。この職員の責務を組織としても実効性を担保するために、第10条第3項の文言を「町は、町民と職員が対話しやすい環境づくりに努めます。」としてはどうか。	ご意見のとおり修正します。
8	第17条	「将来のまちづくりの担い手である子どもたちに、まちづくりへの参加の機会を設けるように努めます。」とあります。基本条例前文にある町民憲章、なかでも「夢 海をめざす」にこめられた精神を具現化するための大切な条文です。さて、ここでいう「子どもたち」について、幼稚園、小学生、中学生、高校生まで、含むのでしょうか。例えば、高校生は「子供たち」というよりも「町民」として、責任をもってまちづくりに参画できる世代であり、実際、にぎわい商店街づくり等まちづくり活動もこなしています。本条例における「子どもたち」とは何か、その位置づけについて考え方をお示し願います。	本条例では、「子どもたち」の年齢などを定義していませんが、子どもは将来のまちづくりを担う大切な存在であることから、ご意見にある幼稚園から高校生までそれぞれの年齢に応じてまちづくりへの参加の機会を設けることが必要であると考えています。また、「子どもたち」は「町民」にも含まれるものと考えています。
9	第19条	市民活動について、解説では、福祉や環境等、共通のテーマによって設立されたボランティアグループやNPO、市民活動団体等の活動とあります。加美町はバウホール、やくらい文化センター、宮崎公民館等、それぞれのコミュニティーごとに充実した文化施設を有し、それぞれ独自の、ここにしかないといえる文化活動もすでに盛んです。そのようななかで文化、音楽といった特定の分野からまちづくりに参画するような活動が提起された場合、ここでいう市民活動といえるのか。考え方をお示し願います。	町民が住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちの実現に向けてのまちづくり活動の範囲は、多岐にわたるものと考えられます。そうした中で、音楽など文化の面から本町の活性化を図るというような活動は市民活動に含まれるものと考えています。
10	前文	前文の「町民憲章の実現」と第1条の「持続可能なまちを実現」どちらがどうなのか紛らわしい。	町民憲章は町民が自主的かつ積極的な意志に基づいて自分の町を良くしようとする行動規範と考え、ご意見のとおり誤解を招きますので、前文の「愛と活力に満ちた生きがいのあるまちを創造していくことで、町民憲章の実現を目指します。」を「愛と活力に満ちた生きがいのあるまちを創造していくことが大切です。」に修正します。
11	前文	前文中、後段の「、町民主体」は削ってもよいのでは？	本条例は、町民主体の参画と協働によるまちづくりを推

			進する条例であるため、前文において明記しています。
12	第1条 第3条	第1条に第3条を第2項として加える。	第1条は本条例を制定する目的を、第3条は本条例の位置付けについて定めるものなので、別々にすべきものと考えています。
13	第4条	第4条のまちづくりの基本理念は前文の町民憲章の詩がそれであり、第5条だけの方が分かりやすいのではないかと。	本条例は、町民が住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちを実現するため、まちづくりの基本的なルールについて定める条例です。前文では、町民憲章の詩を用いて、町魚である鮎の凜烈たる生涯に町民の一生を象徴し、鮎のように清らかで、充実した人生を送ることがみんなの願いであるということを記述したもので、第5条ではまちづくりの基本となる考え方について分かりやすく明文化するために定めています。
14	第20条第3項	「その結果を尊重します。」だけではちょっと住民投票実現に費やすエネルギーを想像すると軽い。せつかく解説で重く受け止めとしているので「最大限」とか加えてはいかがが。	地方自治法第96条における議決事件に関して住民投票の結果に拘束力を持たせたり、同法第149条等に規定する長の権限を制限する拘束型の住民投票条例は、法律の範囲内で条例を制定することができるとする憲法第94条に違反する可能性があることから「その結果を尊重します」としています。
15	前文	第5章で、連携と交流をテーマにしているので、前文で書かれている景観をもっと広大な感じにして（奥羽の連なりとか太平洋に注ぐとか）はいかがが。水資源保全条例や環境基本条例の前文がでっかい。	本条例は、町民主体の参画と協働によるまちづくりを推進していくこととしており、第5章の連携と交流は、第4章のまちづくりの仕組みを補完する位置付けにしています。